（税務署に置く課等）

第五百四十七条　［略］

［２～４　略］

５　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百九人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千五百七人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて千百九十九人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千五百四十五人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十一人以内とする。

（特別国税徴収官の職務）

第五百五十条　特別国税徴収官は、命を受けて、第五百五十二条第一項各号に掲げる事務のうち税務署長の指定するものを分掌する。

（統括国税徴収官の職務）

第五百五十二条　［略］

２　前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで及び第五号から第八号までに掲げる事務のうち国税庁長官の定めるものについては、総務課において行わせることができる。

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官六千九百五十六人以内を置く。

２　国税徴収官は、命を受けて、第五百五十二条第一項各号に掲げる事務を処理する。

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万六千九百十四人以内を置く。

２　［略］

（税務署に置く課等）

第五百六十条　［略］

［２～４　略］

５　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて二人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて五人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて十一人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて八人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三十一人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて二人以内とする。

（統括国税徴収官の職務）

第五百六十五条　統括国税徴収官は、命を受けて、第五百五十二条第一項各号に掲げる事務（特別国税徴収官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

（国税徴収官）

第五百六十八条　［略］

２　国税徴収官は、命を受けて、第五百六十五条に規定する第五百五十二条第一項各号に掲げる事務を処理する。

附　則

（財務局の管轄区域の特例）

７　第二百十八条第一項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務のうち関東財務局長に限って委任される事務については、令附則第五条の規定に基づき、当分の間、関東財務局の管轄区域を全国とする。

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　［同上］

［２～４　同上］

５　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百十二人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千五百七人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて千二百三十一人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千五百六十九人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十一人以内とする。

（特別国税徴収官の職務）

第五百五十条　特別国税徴収官は、命を受けて、第五百五十二条各号に掲げる事務のうち税務署長の指定するものを分掌する。

（統括国税徴収官の職務）

第五百五十二条　［同上］

［項を加える。］

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官七千九十一人以内を置く。

２　国税徴収官は、命を受けて、第五百五十二条各号に掲げる事務を処理する。

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万七千四百十四人以内を置く。

２　［同上］

（税務署に置く課等）

第五百六十条　［同上］

［２～４　同上］

５　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて二人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて六人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて十一人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて六人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて二十八人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて二人以内とする。

（統括国税徴収官の職務）

第五百六十五条　統括国税徴収官は、命を受けて、第五百五十二条各号に掲げる事務（特別国税徴収官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

（国税徴収官）

第五百六十八条　［同上］

２　国税徴収官は、命を受けて、第五百六十五条に規定する第五百五十二条各号に掲げる事務を処理する。

附　則

（財務局の管轄区域の特例）

７　第二百十八条第一項第十五号、第十六号及び第十八号に掲げる事務のうち関東財務局長に限って委任される事務については、令附則第六条の規定に基づき、当分の間、関東財務局の管轄区域を全国とする。